

○山形県警察教養に関する訓令

平成6年3月31日

本部訓令第12号

改正 平成10年3月20日本部訓令第4号

平成15年3月27日本部訓令第13号

平成17年3月23日本部訓令第9号

平成20年3月25日本部訓令第11号

平成31年4月26日本部訓令第7号

令和4年12月27日本部訓令第22号

注 平成31年4月から改正経過を注記した。

山形県警察教養に関する訓令（昭和44年12月本部訓令第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 職場教養（第6条—第16条）

第3章 学校教養（第17条—第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、山形県警察における警察教養の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（根拠）

第2条 山形県警察における警察教養は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）及び山形県警察教養規則（平成13年11月県公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（教養実施の調整）

第3条 警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）は、職場教養及び学校教養が、総合的かつ効果的に行われるように、その推進及び調整に努めなければならない。

（所属長の教養責任）

第4条 所属長は、所属の職員（以下「職員」という。）に対し、警察教養を適切かつ効果的に行うように努めなければならない。

（警察職員の責任）

第5条 警察職員は、自らの品性、学術及び技能の向上並びに体力の錬成に努め、常に教養

の効果を執務に反映させるように努めなければならない。

## 第2章 職場教養

### (職場教養計画)

第6条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年12月15日までに、翌年の教養目標及び職場教養計画を定めるものとする。

2 本部長は、毎月、当面の重要度に応じた教養重点を定めるものとする。

3 所属長は、本部長が定めた教養目標、職場教養計画及び教養重点に基づき、所属職員に対する具体的な教養計画を定めなければならない。

### (教養責任者)

第7条 職場教養の効果的推進を図るため、警察本部（以下「本部」という。）、本部の課、警察学校及び警察署に教養責任者を置く。

2 教養責任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 本部 人材育成課長

(2) 本部の課 次長又は所属長が指名する者

(3) 警察学校 副校長又は教頭

(4) 警察署 副署長又は次長

3 教養責任者は、職場教養の実施に関し、関係課署との連絡調整に当たるとともにその積極的推進に努めなければならない。

### (職場教養の種別)

第8条 職場教養の種別は、警察教養細則に定めるもののほか、訓育指導、幹部教養、特別教養、術科教養その他の実務教養とする。

### (訓育指導)

第9条 所属長は、職員の職業倫理の確立と人間性豊かな人格形成を図るため必要な教養を行わなければならない。

### (幹部教養)

第10条 所属長は、主任以上の者に対し、その職に応じて必要な知識及び技能の修習並びに指導能力の向上を図るための教養を行わなければならない。

### (特別教養)

第11条 所属長は、職員の視野を広め、資質の向上を図るため、部外講師による教養を行うものとする。

### (術科教養)

第12条 所属長は、職員の体力及び気力を錬成し、職務執行上必要な術技を修得させるための教養を行わなければならない。

2 この訓令に定めるもののほか、術科教養について必要な事項は別に定める。

(実務教養)

第13条 所属長は、職員の実務能力の向上を図るため、適時、適切な方法により、執行務に直結した教養を行わなければならない。

(知識教養)

第14条 職務遂行上必要な知識、技能の向上を図るため、人材育成課長にあつては本部職員に対し随時、警察署長（以下「署長」という。）にあつては署員に対し毎月1回以上、教養を行うものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令22号〕)

(教養実施結果の把握)

第15条 所属長は、職場教養の実施結果を把握するものとする。

2 教養資料の発行状況について、本部にあつては人材育成課長が、警察署にあつては署長が、把握するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令22号〕)

(教養水準の把握)

第16条 人材育成課長は、効果的な教養を行うため、全ての職員の教養水準を正しく把握するものとする。

2 所属長は、職員の教養水準について人材育成課長に照会することができる。

(一部改正〔令和4年本部訓令22号〕)

### 第3章 学校教養

(学校教養計画)

第17条 人材育成課長は、警察学校長（以下「校長」という。）と協議の上、毎年3月15日までに翌年度の学校教養実施計画を策定し、本部長の承認を受けなければならない。ただし、採用時教養に係る計画については、別途校長が策定し、本部長の承認を受けるものとする。

(教授細目)

第18条 校長は、前条の規定により策定する学校教養計画のうち、初任科及び初任補修科の各課程の教養実施計画について、あらかじめその教授細目を定めて、本部長の承認を受けなければならない。

(実施報告)

第19条 校長は、学校教養の実施結果を本部長に報告するものとする。

(入校者の推薦及び決定)

第20条 警察学校の巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科及び一般職員初任科の各課程の入校者は、所属長の推薦により、本部長が決定する。

2 警察大学校及び管区警察学校の入校者は、所属長の意見を聞いて、本部長が推薦する。

3 本部長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、入校者を指名することができる。

(学校教養の細目)

第21条 この訓令に定めるもののほか、警察学校における教養の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成31年4月26日本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和4年12月27日本部訓令第22号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。